各 位

広島県福山市曙町一丁目12番15号株式 会 社 エ フ ピ コ 代表取締役社長 小 松 安 弘 (コード番号 7947) (東証第二部・大証第二部) 問合せ先: 取締役総務人事本部長 東 岡 健 T E L (084) 953 - 1145

ストック・オプション(新株予約権)に関するお知らせ

(商法第210条の規定に基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおりストック・オプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成15年6月27日開催予定の第41回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1.株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由当社ならびに当社グループ会社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社および当社連結子会社の取締役、監査役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
- 2 . 新株予約権割当の対象者

当社および当社連結子会社の取締役、監査役および従業員に割当てるものといたします。

- 3 . 新株予約権発行の要領
- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、 当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ 、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

0

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2)発行する新株予約権の総数

2,000個(新株予約権1個につき、普通株式100株。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を総数の上限とする。

(3)新株予約権の発行価額

無償とする。

(4)新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「払込金額」という)は、新株予約権発行の日の属する月の前月末日の当社自己株式の簿価単価とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権発行日の前日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。また、その価額が新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

| 1 | 調整後払込金額 = 調整前払込金額 × | 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(5)新株予約権の行使期間

平成17年7月1日から平成20年12月26日まで。

(6)新株予約権の行使の条件

1. 対象者は、新株予約権の行使時において、当社および当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、当社都合により他社役員または従業員へ移籍した場合も引き続き、その地位を保有しているとみなす。

2.対象者は、次の行使期間を通じて行使を1回限りとする。ただし、新株予約権数の行使の上限割合は次のとおりとし、100%未満の権利行使ができる者は、各々の権利行使期間内に退職が確定した者のみとする。(1個未満の新株予約権数については切り捨てるものとする。)

平成17年7月1日から平成18年6月30日まで20%平成18年7月1日から平成19年6月30日まで40%平成19年7月1日から平成20年6月30日まで60%

平成20年7月1日から平成20年12月26日まで

100%

- 3.上記の100%行使可能期間の開始日時について、取締役会の決議によりこれを早めることができるものとする。
- 4.対象者が死亡した場合、新株予約権の相続は認めない。
- 5.対象者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
- 6.その他の条件は新株予約権発行の取締役会の決議にもとづき、当社と新株予約権割当の 対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却事由および条件

- 1.当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- 2.新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- 3.対象者がその在籍する当社および当社連結子会社の就業規則に定める懲戒の事由に該当した場合、当該対象者の残存する新株予約権は無償にて消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)上記の新株予約権の発行につきましては、平成15年6月27日開催予定の当社第41 回定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承 認可決されることを条件といたします。

以上